

株式会社全銀電子債権ネットワーク
業務規程細則改正のご案内

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程
細則を以下の通り改正いたしましたのでご案内
いたします。
(下線の箇所が改正となっております。)

令和6年11月18日

改正後

- (定義)
第1条 (略)
一～七 (略)
八 最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等(分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含む)、債務者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。
九 全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示内容とする開示をいう。
① 直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録
② 訂正および回復の記録
③ 発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨の記録
④ 業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録
-
- (業務時間および営業日等)
第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午前8時から午後7時までとする。
2～4 (略)
-
- (でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)
第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。
-
- (発生記録の請求の方法等)
第17条
1～6 (略)
7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は1円以上100億円未満とする。
8～10 (略)
-
- (変更記録の請求の方法等)
第23条
1～3 (略)
4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者)または債務者の双方が当会社またはそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。
5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、当会社または窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

改正前

- (定義)
第1条 (略)
一～七 (略)
-
- (業務時間および営業日等)
第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。
-
- (新設)
-
- (発生記録の請求の方法等)
第17条
1～6 (略)
7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。
8～10 (略)
-
- (変更記録の請求の方法等)
第23条
1～3 (略)
4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者)または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。
5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

改正後

(債務者請求方式における請求の予約)

第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録

2 (略)

3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4 ～ 5 (略)

(債権者請求方式における請求の予約)

第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。

2 (略)

3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4 (略)

5 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。

6 ～ 7 (略)

改正前

(債務者請求方式における請求の予約)

第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録

2 (略)

3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4 ～ 5 (略)

(債権者請求方式における請求の予約)

第 34 条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。

2 (略)

3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。

4 (略)

5 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。

6 ～ 7 (略)

改正後
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第 56 条 （略） 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。 一 通常開示 <u>次に掲げる方法</u> ① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライト</u> <u>を利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u> ② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u> 二 （略） 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> ① （略） ②請求日以降の日を基準日として指定する場合でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 ③定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u> 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければならない。この場合において、でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。 一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 4～5 （略） 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請求は、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</u> 一～三 （略） 7 （略） 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>次に掲げる方法</u> ① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u> ② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u> 二～三 （略） 9 （略）

附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正）

（施行期日）
第 1 条 この細則は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。

改正前
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第 56 条 （略） 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u> 二 （略） 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> ① （略） ②請求日以降の日を基準日として指定する場合窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法 ③定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければならない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。 一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報 4～5 （略） 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。 一～三 （略） 7 （略） 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u> 二～三 （略） 9 （略）

附則（西暦 2023 年 1 月 10 日改正）

（施行期日）
第 1 条 この細則は、西暦 2023 年 1 月 10 日から施行する。